

生駒市条例第14号

生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例

(生駒市子ども医療費助成条例の一部改正)

第1条 生駒市子ども医療費助成条例(昭和48年10月生駒市条例第27号)

の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「医療費の助成の対象となる子どもが出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である場合において、」を削り、「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

(生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例及び生駒市心身障害者医療費助成条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「6歳」を「18歳」に、「社会保険診療報酬支払基金奈良支部」を「社会保険診療報酬支払基金」に改める。

(1) 生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和53年9月生駒市条例第3

1号)第3条の2第2項

(2) 生駒市心身障害者医療費助成条例(昭和47年3月生駒市条例第2号)

第3条の2第2項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生駒市子ども医療費助成条例の規定並びに第2条の規定による改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定及び改正後の生駒市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。